



経済産業省：「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表

UHY Tokyo ニュースレター / 2018年7月

経済産業省は平成30年6月15日、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を公表しました。

本ガイドラインは、平成29年5月に公表した「データの利用権限に関する契約ガイドラインVer1.0」に寄せられた意見等を踏まえ、民間事業者等がデータの利用等に関する契約やAI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を整理し、「データの利用権限に関する契約ガイドラインVer1.0」の改訂版として、AIの開発・利用に係る契約モデル等の追加、データの取引に係る類型・分野ごとのユースケースの大幅な拡充を図っています。

概要は下記の通りであり、本ガイドラインの全文は下記URLからご確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001-1.pdf>

1. 本ガイドラインの概要

本ガイドラインはデータ編とAI編から構成されています。

データ編では、データ契約を、「データ提供型」、「データ創出型」、「データ共用型（プラットフォーム型）」の3つの類型に整理し、それぞれ構造、主な法的論点、適切な契約の取決め方法等を説明しています。また、データ提供型とデータ創出型に関して、主な契約条項例を示しています。

AI編では、AI技術の基本的概念やAI技術を利用したソフトウェア開発の特徴について解説しています。開発契約については、開発プロセスを(1)アセスメント段階、(2)PoC段階、(3)開発段階、(4)追加学習段階に分けて探索的に開発を行う「探索的段階型」の開発方式を提唱し、それぞれの段階における契約方式や契約の考慮要素、契約条項例を示しています。

2. 主な改訂点

- ・AI開発・利用に関する契約実務を新たに追加
- ・契約の幅広いオプションやモデル条項を例示
- ・具体的なユースケースを多数盛り込み
- ・海外のデータ移転規制など国際取引への対応も記載

今回の改訂では、AI開発・利用に関する契約の実務が新たに追加され、AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用における契約上の問題についての基本的な考え方が提示されており、AI技術を利用した開発・利用が促進されることが期待されています。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。



コンタクト

UHY東京監査法人

小野 琢司 - IT・内部統制 PG

Email: takuji.ono@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : <http://www.uhy-tokyo.or.jp/>